平成２２年（フ）第２１５６号
埼玉県桶川市東１丁目３番19号　メゾン千里206号
債務者　敦賀　里美
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１７７号
埼玉県新座市石神４丁目８番16号　モア・ステージ東久留米110号室
債務者　大河戸由紀子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１９８号
埼玉県北本市石戸宿４丁目34番地68
債務者　佐藤　友佳
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２２０２号
埼玉県鴻巣市三ツ木172番地　303号室北鴻巣オークビレッジ
債務者　淺川　昌男
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２２０３号
埼玉県鴻巣市三ツ木172番地　303号室北鴻巣オークビレッジ
債務者　淺川　裕子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２２２０号
埼玉県川口市西青木３丁目14番５―104号　ハイホーム西川口
債務者　岡野　知代
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４号
埼玉県川口市差間３丁目32番35号　リファイン302
債務者　東海林富治
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１号
さいたま市浦和区皇山町32番２号
債務者　大城　雅美
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４２号
さいたま市北区大成町４丁目410番地１　サンエスハウスＢ201
債務者　野口　春江
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４７号
埼玉県北足立郡伊奈町本町３丁目79番地　キャッスル伊奈608
債務者　木村　健一
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第４８号
埼玉県北足立郡伊奈町本町３丁目79番地　キャッスル伊奈608
債務者　木村　薫美
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５９号
さいたま市北区別所町124番地16　サン佐野202号
債務者　宇野　　登
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８４３号
埼玉県狭山市大字北入曽560番地の12
債務者　橋本　　実（旧姓牧島）
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５０号
埼玉県所沢市大字久米391番地の１　ハイネス所沢201
債務者　栗阪　俊子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５５号
埼玉県所沢市小手指町４丁目23番地の16　レオーナ小手指103
債務者　金澤　和子
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５６号
埼玉県入間市黒須１丁目12番　１―417号
債務者　関根　直行
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５０２号
岡山県倉敷市中庄団地21番７―401号
債務者　植村　好明
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月31日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係